

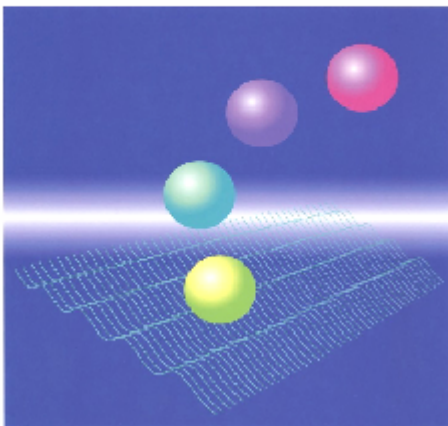
Q 特定調停法とは？

(「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」の略称)

A 弁護士を必要とせず、多重債務者や借金返済に悩む企業が再生手続きを簡便に行うことができる法律です。

一問一答 特定調停法

著者 山本幸三
特定調停法研究会 編



商事法務研究会

特定調停法の具体的な内容に関しては、左記の本にてより詳細に説明しております。この本についてのご質問は、山本幸三事務所までお気軽にお問い合わせください。

本のタイトル；一問一答 特定調停法
出版社；商事法務研究会

山本幸三事務所(東京)；03-3505-2033
e-mail；yamamoto-office@seagreen.ocn.ne.jp

特定調停法の成立の背景

1990年代後半、日本は、バブルの後遺症から抜け出すことができず、その大きな原因の一つである不良債権処理問題は喫緊の課題となっておりました。そういった状況を鑑み、98年の金融国会

において、特定調停法の前身である「不動産権利等調整法案」を提出することにしました。法案の内容は、法人で不動産担保を条件に融資を受けているものについて、行政委員会に持ち込むことにより金融機関との間で権利を調整し、原則的にその担保を処分すれば債権放棄が受けられるというもので、金融機関側も債権放棄した分については自動的に無税償却という内容まで含めていました。しかしながら、銀行の貸し手責任は問わずに、ゼネコン救済との一方的な批判を受け、惜しくも廃案となりました。

私は、日本経済回復の為には、不良債権処理を促進する法律は是非とも必要と考え、上記法案審議の際に示された批判を全て織り込んで、議員立法の形で、翌 99 年に再提出することにいたしました。変更点としては、その適用の範囲を個人にまで広げ、調停の場を行政委員会ではなく簡易裁判所とし、調停の対象も拡大したことが挙げられます。こうした苦労を経て、特定調停法は、各党の理解を得ることとなり、全会一致で成立し、2000年3月には施行されることになりました。

特定調停法の内容

特定調停は、個人・法人を問わず、このままでは返済を続けていくことが難しい方が、簡易裁判所の調停委員の下で債権者と返済方法などについて話し合い、生活や事業の建て直しを図るための手続として定められたものです。

調停の申立てがあると話し合いの期日が指定され、この期日に、調停委員が、申立人から、生活や事業の状況、これからの返済方法などについて聴いた上で、相手方の考えを聴いて、残っている債務をどのように支払っていくことが、公正かつ妥当で、経済的に合理的なのかについて、双方の意見を調整していきます。法律の知識の乏しい方でも、弁護士を介すことなく申し立てができ、調停委員が債権者との交渉をしていくので、弁護士に相談した時と同様の効果が得られます。特定調停で成立した合意の内容は、実質的に公平で、法律などに違反するものでなく、債務者の生活や事業の建て直しのために適切なものであって、しかも、そのような内容の合意をすることが当事者双方にとって経済的に合理的なものとなります。

(特定調停法のメリット)

申し立て費用が安い。・・・債務額などにより異なりますが、一件あたり数千円程度で済むことが多いようです。

手続きが簡単。・・・簡易裁判所の指定の用紙に記入するだけです。その他の必要書類は各裁判所でお問い合わせください。

債務弁済の一時的停止。・・・申し立て通知が債権者に届くと、債権者は取立てをすることができなくなります。

事業継続が可能・・・破産とは異なるので、調停の申し立てをしながら、通常の業務を営むことができます。